

あの長岡京の中心地は、向日市にあった!!

のご 歴史に“遺す” ロゴマークを作ろう!

あなたの考えたロゴが
歴史になる!

「長岡宮 大極殿のあるまち向日市」の
イメージを表現するロゴマークを募集!



PRロゴマーク募集の趣旨

長岡京は「平安京」へ遷都されるまでの10年間(784~794年)栄えた古代の都でした。「長岡宮」は、都「長岡京」の政治、経済、文化の中心だった重要な宮殿施設などのある区画で、その遺構が向日市にあります。時は流れ、かつて桓武天皇が政治を司った「大極殿」跡や現在の国会議事堂にあたる朝堂院の西第四堂跡などが、今は史跡指定・整備され、公園として市民に親しまれています。本市は7.72km²と西日本一狭い市ですが、これまで先人が育んできた歴史的資源を活かし「訪れたい」「訪れてよかった」、そして「いつかは住みたい」と思っていただけまちを目指し、持てる魅力のすべてを国内外に発信したい、という思いをロゴマークに託したいと考えています。

応募期間… 平成27年7月15日(水)~8月21日(金)必着

応募資格… どなたでもご応募いただけます。(在住・在勤・在学、年齢、プロ・アマなど一切問いません)

賞品… **最優秀賞(1点)** 図書券3万円分と向日市特産のタケノコ(旬の季節に送付)

優秀賞(4点) 図書券5千円分と向日市特産品の詰め合わせ

採用された方には、賞品を贈呈し、今後作成するポスター等のデザイン案の提出や、イベント参加へのご協力をお願いすることがあります。



お問い合わせ

向日市 市長公室 秘書広報課 〒617-8665 向日市寺戸町中野20
電話 075-931-1111(内線240、295) 電子メール hisyo@city.muko.lg.jp

詳細は裏面の
募集要項をご覧ください。

募集要項

※必ずご確認ください。

PRロゴマーク募集の趣旨、応募期間、応募資格につきましては、表面をご覧ください。

応募方法

お1人何作品でもご応募いただけます。

【郵送(用紙)による応募】

郵送先…向日市 市長公室 秘書広報課(長岡宮跡PRロゴマーク担当)
〒617-8665 向日市寺戸町中野20

下記の応募用紙またはA4判白色用紙を縦長で使用し、縦横約10cmの枠内にデザインしてください。枠外に①作品の説明(100字程度)、②郵便番号、③住所、④氏名(ふりがな)、⑤年齢、⑥電話番号、⑦職業(学校名・学年)を記載してください。

※1作品につき、1用紙としてください。

【電子メール(データ)による応募】

送付先電子メールアドレス…hisyo @city.muko.lg.jp

応募用紙(向日市ホームページ掲載のwordファイル)に作品のファイルデータを添付し、①作品の説明(100字程度)、②郵便番号、③住所、④氏名(ふりがな)、⑤年齢、⑥電話番号、⑦職業(学校名・学年)を記載して、電子メールの件名を「長岡宮跡PRロゴマーク応募」にしてお送りください。

※作品のファイルデータ容量は5MB以下、縦横約10cmの枠内に、解像度は350dpi程度で、形式はPDFまたはJPEGとしてください。

※1作品につき、メール1通としてください。

※採用された場合、後日、元のデータを郵送などの方法により、お送りいただくことがあります。

※電子メール提出におけるいかなるトラブルについても、向日市は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

選考方法

早川和子氏(歴史復元画家)、舟越一郎氏(京都市立芸術大学准教授)を含む「長岡宮跡PRロゴマーク選考委員会」で決定します。

採用したロゴマークの活用

最優秀作品を長岡宮跡PRロゴマークとします。封筒等各種印刷物・イベントポスター・広報むこう市ホームページや、今後予定している向日市のPR活動のグッズ、広告など広く活用します。

採用するロゴマークの発表

平成27年9月中旬頃 ホームページで発表するほか、広報むこう等に掲載予定です。
(最優秀賞及び優秀賞受賞者には別途ご連絡させていただきます。)

ロゴマーク
デザインの
ヒントは
こちら!

長岡宮についてもっと知りたいなら!

向日市ホームページ <http://www.city.muko.kyoto.jp/>

注意事項

【応募に関する事項】

■費用の扱い…作品の作成及び応募にかかる費用はすべて応募者の負担とし、応募作品は返却しません。

■応募作品について…(1)応募作品は、提出後に修正することはできません。(2)受付通知及び不採用通知は行いません。また、選考経過のお問い合わせには対応できませんのでご了承ください。(3)他のコンペティション等への二重応募は認められません。(4)向日市が公表するまでの間は、デザイン案を公表しないでください。

■失格となる場合…(1)提出書類に虚偽の記載をした場合 (2)提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合 (3)募集要項の条件を満たしていない場合

■個人情報の取り扱い…応募者の個人情報は、応募作品の選考、採用通知、採用作品の発表、賞品の授与のために使用します。採用された作品の、作者氏名、住所の区市町村名などについて公表します(住所の公表を望まない方は、その旨を応募様式に記載してください)。応募者の個人情報は、作品の選考及び採用作品の紹介以外の目的には使用しません。

■著作権等に関する事項…(1)募集する作品は、応募者が創作した未公表の作品とします。(2)作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとします。(3)応募者は応募作品の商標・意匠の出願・登録をしないこととします。(4)応募者は、応募事業の紹介や記録のために向日市が応募作品を利用することを認めることとします。(5)採用作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)、使用权、その他一切の権利は、向日市に帰属するものとします。(6)採用された方は、採用作品の加工・調整を向日市に認めることとします。その場合において、著作者の名譽・声望を害しない方法による改変利用については、作品の同一性保持権(著作権法第20条)を含む一切の著作権を行使しないものとします。(7)採用された方は、向日市が採用作品の商標・意匠の出願・登録をすることを認めることとします。(8)第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、向日市では一切の責任を負いかねますので、応募者自らの責任と費用で解決してください。また、向日市が損害を被った場合は、損害を賠償していただきます。

【採用等に関する事項】

■採用された方及び入賞者が未成年者の場合の取り扱い…採用選考過程において作者が未成年者の場合には、親権者の同意書を求めます。その際、別途指定する期日までに同意書が提出されなかった場合は選考対象外となります。

■採用及び入賞の取り消しとなる場合…以下の場合には、採用決定後であっても採用を取り消し、賞品を返還いただくことがあります。(1)作品中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していることが判明した場合 (2)作品が既発表のデザインと同一又は類似していた場合 (3)応募者の作品ではないことが判明した場合 (4)その他応募用紙等に虚偽の記載があった場合又は向日市が不適切と判断した場合。

【その他の事項】

(1)応募時点で、募集要項の全ての記載事項に同意いただいたものとみなします。(2)募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合は、向日市の判断により決定します。

応募用紙

作品の説明(100文字程度)

.....
.....
.....

ご住所	<input type="text"/>
ふりがな	<input type="text"/>
お名前	<input type="text"/>
年齢	<input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/>
電子メールアドレス	<input type="text"/>
ご職業 学生の場合 学校名と学年	<input type="text"/>

左記の枠内にデザイン画を描いてください。